

日行連発第 550 号
令和 5 年 8 月 17 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

日本公証人連合会における総務省通知「行政書士が業として財産管理業務及び
成年後見人等業務を行うことについて」の周知協力について

平素は本会の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

「総務省発出「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」通知完了のご連絡について」（令和 5 年 5 月 8 日付・日行連発第 172 号）等においてご案内しておりました当該総務省通知について、日本公証人連合会から各公証人に対して、周知にご協力いただきましたのでご報告申し上げます。

今後一層、公証人及び公証人会において、行政書士が行う成年後見業務への理解を深めていただき、円滑な業務遂行にご協力いただけるものと理解しております。

各単位会におかれましても、引き続き各関係機関へ積極的に働きかけていただきますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

別添：「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」と題する総務省通知について（通知）（令和 5 年 8 月 9 日付・日本公証人連合会総括理事通知文）